

骨子案の記載内容は作成段階のものであり、国土交通省との協議等を踏まえ今後修正していく

資料 3

＜港湾脱炭素化推進計画に定める事項＞

1. 基本的な方針(港湾の概要、対象範囲、取組方針等)
2. 計画の目標(KPI等の目標、排出量等推計、削減目標、水素等需要推計等)
3. 港湾脱炭素化促進事業・実施主体
4. 計画の達成状況の評価に関する事項
5. 計画期間
6. その他港湾管理者が必要と認める事項(将来の構想、ロードマップ等)

＜策定の考え方＞

- 大阪“みなと”（大阪港・堺泉北港・阪南港）として一体の計画を策定
- 現在のCNP形成計画をベースに推進計画作成マニュアルに基づき内容を拡充
 - 大阪港CNP形成計画・堺泉北港CNP形成計画・阪南港CNP形成計画を統合
 - 2013年度・2021年度のCO2排出量、2030年度・2050年の水素・アンモニア等需要量はCNP形成計画の値を使用
 - 港湾脱炭素化促進事業（以下、促進事業）を追加 等
 - ※CO2削減に関する事業、CO2吸収に関する事業、水素等の供給に関する事業等
実施主体、実施期間、事業の効果等を記載

< 1. 基本的な方針における主な記載内容 >

1-1～3 港湾の概要、対象範囲、取組方針

	大阪港	堺泉北港	阪南港
港湾の概要	<ul style="list-style-type: none"> 西日本の一大物流拠点 近畿圏の経済活動を支える輸出入の拠点 	<ul style="list-style-type: none"> 原油やLNG等のエネルギー供給拠点 中古車輸出拠点 	<ul style="list-style-type: none"> 製造業や物流・保管施設等の企業進出の進展
対象範囲	1) 港湾ターミナル内 2) 港湾ターミナルを出入りする船舶・車両 3) 港湾ターミナル外		
取組方針	水素・燃料アンモニア・e-methane (e-メタン) 等次世代エネルギーの二次受入・供給拠点化	水素・燃料アンモニア・e-methane (e-メタン) 等の次世代エネルギーの輸入拠点化	水素・燃料アンモニア・e-methane (e-メタン) 等次世代エネルギーの二次受入・供給拠点化
	<ul style="list-style-type: none"> 船舶への水素・燃料アンモニア・e-メタン等のバンカリング拠点の形成、LNGバンカリング拠点の形成 		
	<ul style="list-style-type: none"> 停泊船舶への陸上電力供給・港湾荷役機械の低炭素化・脱炭素化 		

※内容はCNP形成計画のとおり

< 2. 計画の目標における主な記載内容 >

2-1. 港湾脱炭素化推進計画の目標

KPI (重要達成度指標)	具体的な数値目標		
	短期 (2025年度)	中期 (2030年度)	長期 (2050年)
KPI (CO2排出量)	—	約4,314千トン/年 (2013年度46%減)	実質0トン/年

2-2. 温室効果ガス (CO2) の排出量の推計

港名	所有・管理者	CO2排出量 (年間)	
		2013年度	2021年度
大阪港	大阪市(港湾管理者)等	約2,045千トン	約1,933千トン
堺泉北港	大阪府(港湾管理者)等	約5,452千トン	約5,183千トン
阪南港	大阪府(港湾管理者)等	約493千トン	約348千トン
合計		約7,990千トン	約7,464千トン

※内容はCNP形成計画のとおり

< 2. 計画の目標における主な記載内容 >

2-3. 温室効果ガスの吸収量の推計

港名	所有・管理者	CO2吸収量
		2021年度
大阪港	大阪市(港湾管理者)等	170トン
堺泉北港	大阪府(港湾管理者)等	26トン
阪南港	大阪府(港湾管理者)	13トン
合計		209トン

※内容はCNP形成計画のとおり

2-4. 温室効果ガスの排出量の削減目標の検討

中期目標（2030年度）：2013年度比で46%削減

長期目標（2050年）：2013年度比で100%削減

※内容はCNP形成計画のとおり

< 2. 計画の目標における主な記載内容 >

2-5. 水素・アンモニア等の需要推計及び供給目標の検討

		中期（2030年度）	長期（2050年）
大阪港	水素	47千トン／年	190千トン／年
	アンモニア	0トン／年	0トン／年
堺泉北港	水素	170千トン／年	668千トン／年
	アンモニア	87千トン／年	1,147千トン／年
阪南港	水素	15千トン／年	52千トン／年
	アンモニア	0トン／年	0トン／年
合 計	水素	232千トン／年	910千トン／年
	アンモニア	87千トン／年	1,147千トン／年

※内容はCNP形成計画のとおり

< 3. 港湾脱炭素化促進事業・実施主体における主な記載内容 >

3-1. 温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化に関する事業 (CO2削減・吸収に直接寄与する促進事業)

非公表

3-2. 港湾・臨海部の脱炭素化に貢献する事業 (CO2削減・吸収に間接的に寄与する促進事業)

非公表

3-3. 港湾法第50条の2第3項に掲げる事項

大阪港・堺泉北港・阪南港において当該条項にかかる事項はなし

※港湾法第50条の2第3項については、参考資料4を参照

< 4. 計画の達成状況の評価に関する事項 >

4-1. 計画の達成状況の評価等の実施体制

計画の作成後は、年1回程度協議会を開催し、促進事業の実施主体からの情報提供を受けて計画の進捗状況を確認・評価するものとし、それらを踏まえ、計画の見直しの要否等を検討するなど、PDCAサイクルに取り組む体制を構築。

4-2. 計画の達成状況の評価の手法

計画の達成状況の評価は、年1回程度開催する協議会において行う。評価に当たっては、促進事業の進捗などによるCO2排出量の削減量を把握するなど、脱炭素化の効果を定量的に把握する。また、設定したKPIに関し、目標年次においては数値目標と実績値を比較し、目標年次以外においては実績値が目標年次に向けて到達可能なものであるかを評価する。

< 5. 計画期間 >

本計画の計画期間は2050年までとする。なお、本計画は対象範囲の情勢の変化等を踏まえ、適時適切に見直しを行うものとする。

< 6. その他港湾管理者が必要と認める事項における主な記載内容 >

6-1. 港湾における脱炭素化の促進に資する将来の構想

現時点で促進事業として記載するほどの熟度はないものの、中期・長期的に脱炭素化の取組として、実現に向けて検討を行うものについて、港湾における脱炭素化の促進に資する「将来の構想」として記載

記載項目検討中

→脱炭素化の取組の具体化に応じ、推進計画を見直し、促進事業へ追加

6-2. 脱炭素化推進地区制度の活用等を見据えた土地利用の方向性

今後、必要に応じて脱炭素化推進地区を定めることを検討する。

6-3. 港湾及び産業の競争力強化に資する脱炭素化に関連する取組

大阪“みなと”においては、SDGsやESG投資に関心の高い荷主・船会社の寄港を誘致し、国際競争力の強化を図るとともに、港湾の利便性向上を通じて、産業立地や投資を呼び込む港湾をめざす。

（例）・次世代エネルギーの取扱いを可能とする港湾インフラの計画・整備

・大阪港、堺泉北港におけるモーダルシフトの促進

・陸上電力供給設備の導入、港湾荷役機械等のFC化などの積極的な検討

6-4. 水素・アンモニア等のサプライチェーンの強靱化に関する計画

供給施設の整備箇所について事業者の意向も踏まえつつ、適地の配置等を検討したうえで、供給施設を構成する岸壁等の耐震対策などに取り組む。

＜6. その他港湾管理者が必要と認める事項における主な記載内容＞

6-5. ロードマップ

非公表